

第11回 定時株主総会 招集ご通知

■日時
平成27年6月14日（日曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

■場所
東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル
ベルサール神田 2階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

■決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

目次

第11回定時株主総会招集ご通知	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。） の報酬額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
（提供書面）	20
事業報告	
計算書類等	
監査報告	



当社が目指すもの

DON'T STOP!

当社グループは、「Don't Stop!」を社是とし、企業理念として掲げている「カスタマーファースト」、「イノベーション」、「バリューアップ」、「コンプライアンス」の四つの基本コンセプトの実現に向けた取り組みを継続的に実行し、かつ「とめない、とまらない」ことを会社経営の基本方針としております。

当社グループは、「投資家の保護育成と顧客第一主義に努め、外国為替証拠金取引市場の健全な発展に寄与する」ことをビジネスミッションとして定めており、外国為替証拠金取引をコアビジネスと位置づけ事業を拡大する方針であります。

平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）は、前事業年度に収益力向上とコスト削減による利益基盤の強化を実現したことを踏まえ、前事業年度に引き続き収益力の更なる向上に取り組みつつ、お客様へのサービスの利便性の向上や海外旅行客をターゲットとした「Manepa Card（マネパカード）」のサービス開始など、投資取引を行うお客様の増加、更には投資にとどまらない外国為替の実需に対応した新たな事業の開始に取り組んでまいりました。

とりわけ当社の重要課題の一つであるブランドロイヤリティの確立・強化という点でも、前述の「Manepa Card」を1枚のカードで複数通貨の利用が可能な国際決済カードという極めて独自性の高いサービスとして提供を開始することができたことや、新たな取り組みとして中小小売業様向けに外貨での販売をサポートする「外貨引受サービス」を開始したこと等、当社グループを外国為替に関するサービスを総合的に提供する企業としてより多くの方に認知していただけるための大きな一歩を進めることができたものと考えます。

これらの結果、当事業年度の連結業績は、前事業年度から増収増益となり、連結経常利益は前期比10.8%増となる1,235百万円、連結当期純利益は前期比17.6%増の780百万円を計上することが出来ました。

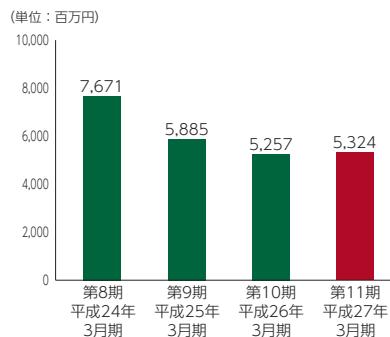
今後も、「Manepa Card」や空港での外貨紙幣受取りサービスをはじめ、より一層一般のお客様に外国為替の魅力や利用にあたっての利便性をご提供できるよう取り組み続けてまいりますとともに、中長期的取り組みの中で、高収益ではあるものの外国為替の市況に左右される外国為替証拠金取引に加え、安定的にご利用の見込めるこれら実需系サービスを収益事業として育てていくことにより収益基盤を強化するとともに、「外国為替ならマネーパートナーズ」と多くの皆様にご認知いただける経営を目指してまいります。

引き続き当社の今後の発展にご期待くださいますようお願い申し上げます。

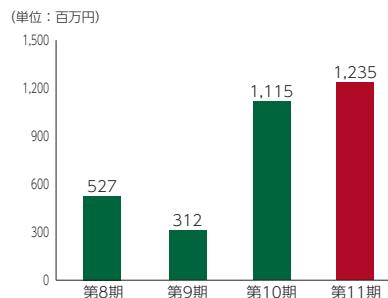


株式会社
マネーパートナーズグループ
代表取締役社長
奥山 泰全

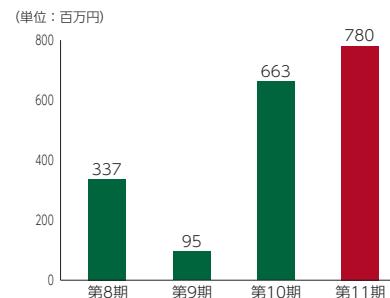
営業収益



経常利益



当期純利益



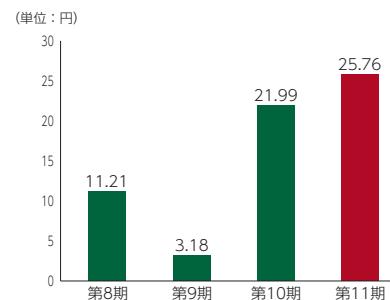
総資産



純資産

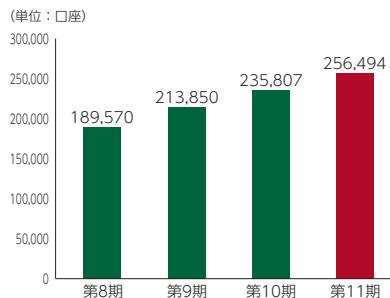


1株当たり当期純利益

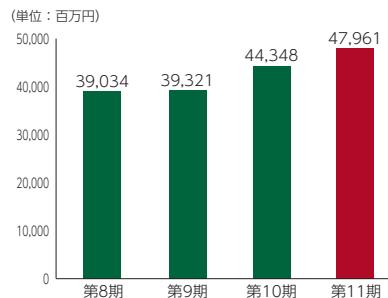


※平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ってあります。第8期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

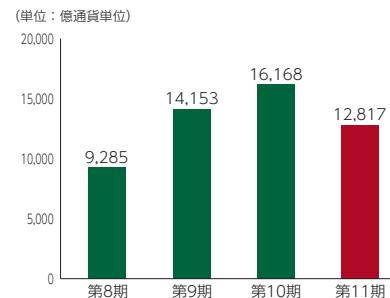
顧客口座数



顧客預り証拠金



外国為替取引高



(注) 顧客口座数、顧客預り証拠金・・・各期末時点の口座数、預り証拠金残高

証券コード 8732
平成27年5月29日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社マネーパートナーズグループ
代表取締役社長 奥 山 泰 全

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月12日（金曜日）の当社営業終了時間（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使書の各議案についての賛否を記載する欄に記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月14日（日曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7番地
住友不動産神田ビル ベルサール神田 2階ホール

（詳細は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第11期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.moneypartners-group.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしていません。
従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.moneypartners-group.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 定時株主総会終了後、簡単な会社説明会を兼ねた株主懇親会を予定しております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第11期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は197,974,400円となります。

これにより、当期の1株当たり年間配当額は、8円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月15日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (省 略) (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) (省 略)</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) (現行どおり) (削 除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) (現行どおり)</p>
<p>(員数) 第19条 当社の取締役は、11名以内とする。 (新 設)</p>	<p>(員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、11名以内とする。 <u>2</u> 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</p>
<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 (省 略) 3 (省 略)</p>	<p>(選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第21条 (省 略) (新 設)</p>	<p>(任期) 第21条 (現行どおり) 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第22条～第23条 (省 略)</p>	<p>第22条～第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条～第26条 (省 略) (新 設)</p>	<p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその其他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその其他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその其他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役を区別して定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(員数) 第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第32条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第39条～第40条 (省 略)</p>	<p>第34条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第42条～第46条 (省 略)</p>	<p>第37条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当社は、第11回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 第11回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	奥山 泰全 (昭和46年8月13日生)	平成6年4月 澤公認会計士事務所入所 平成11年11月 株式会社シムビジネスコンサルティング監査役 平成13年4月 イ・システム株式会社(現日本プライベート証券株式会社)取締役 平成14年4月 トレイダーズ証券株式会社執行役員 平成15年4月 同社取締役 平成15年4月 トレイダーズ投資顧問株式会社取締役 平成16年6月 トレイダーズフィナンシャルシステムズ株式会社(現SBIトレードウィンテック株式会社)取締役 平成18年7月 当社顧問 平成18年8月 当社執行役員 平成18年8月 当社代表取締役社長(現任) 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)代表取締役社長 平成25年7月 株式会社マネーパートナーズ代表取締役社長兼ディーリング本部長 平成26年7月 株式会社マネーパートナーズ代表取締役社長(現任)	479,900株
2	福島 秀治 (昭和29年6月22日生)	昭和53年4月 東京短資株式会社入社 昭和53年12月 トウキョウフォレックス株式会社出向 平成10年3月 アルママターファンド投資顧問株式会社出向 平成12年3月 東短デリバティブズ株式会社出向企画管理部長 平成13年3月 トレイダーズ証券株式会社出向取締役 平成14年6月 イ・システム株式会社(現日本プライベート証券株式会社)執行役員 平成15年4月 トレイダーズ証券株式会社取締役 平成17年6月 同社常務取締役 平成18年7月 当社顧問 平成18年8月 当社執行役員 平成18年8月 当社常務取締役 平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役 平成20年3月 当社専務取締役 平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)専務取締役 平成25年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役(現任) 平成25年6月 当社取締役 平成26年6月 当社専務取締役(現任)	429,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	佐藤 直広 (昭和34年11月14日生)	昭和60年 4月 カシイ住宅設備株式会社入社 平成 3年10月 北辰商品株式会社入社経営企画部長 平成17年 6月 当社取締役 平成17年 6月 当社取締役退任 平成17年 7月 当社執行役員マーケティング部ゼネラルマネージャー 平成17年 9月 当社執行役員経営企画室長 平成17年11月 当社取締役経営企画室長 平成20年 3月 当社常務取締役経営企画室長 平成20年 4月 当社常務取締役 平成20年 5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)常務取締役 平成23年 6月 株式会社マネーパートナーズ常務取締役内部管理統括責任者 平成23年 6月 当社常務取締役法務コンプライアンス部長 平成25年 6月 株式会社マネーパートナーズ取締役内部管理統括責任者(現任) 平成25年 6月 当社取締役法務コンプライアンス部長(現任)	273,200株
4	白水 克紀 (昭和36年6月19日生)	昭和59年 4月 日本デジタル・イクイップメント株式会社入社 平成 4年 4月 日本リースオート株式会社入社 平成 6年 6月 日本リース情報システム株式会社転籍 平成10年 4月 GEフリートサービス株式会社入社 平成12年 2月 日本GMACコマーシャル・モーゲージ株式会社入社 平成18年 2月 当社入社IT統括部長 平成18年 2月 当社執行役員IT統括部長 平成18年 9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ取締役 平成18年11月 当社執行役員CIO兼IT統括部長 平成20年 3月 当社取締役CIO兼IT統括部長 平成20年 4月 当社取締役CIO 平成20年 5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)取締役 平成20年10月 当社取締役CIO兼IT管理部長(現任) 平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役CIO 平成23年 6月 株式会社マネーパートナーズ取締役CIO兼COO 平成25年 6月 株式会社マネーパートナーズ取締役 平成25年 7月 株式会社マネーパートナーズ取締役海外金融法人営業部長 平成26年 7月 株式会社マネーパートナーズ常務取締役ディーリング本部長兼海外金融法人営業部長(現任)	72,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	中西 典彦 (昭和41年11月19日生)	<p>平成元年4月 株式会社三和銀行入行</p> <p>平成8年6月 株式会社マツダスピード入社</p> <p>平成11年3月 日本インフォメーション・エンジニアリング株式会社(現株式会社JIEC)入社</p> <p>平成12年4月 ネストウェブ株式会社入社</p> <p>平成12年11月 株式会社ニューラルネット入社</p> <p>平成14年5月 株式会社プラット・コミュニケーション・コンポーネンツ入社</p> <p>平成15年12月 ぷらっとホーム株式会社転籍</p> <p>平成18年5月 当社入社管理部長</p> <p>平成18年5月 当社執行役員管理部長</p> <p>平成18年9月 株式会社マネーパートナーズソリューションズ監査役(現任)</p> <p>平成18年11月 当社執行役員CFO兼財務部長</p> <p>平成19年8月 当社執行役員CFO</p> <p>平成20年3月 当社取締役CFO</p> <p>平成20年4月 当社取締役CFO兼経営企画部長</p> <p>平成20年5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ)取締役</p> <p>平成20年10月 当社取締役CFO(現任)</p> <p>平成20年10月 株式会社マネーパートナーズ取締役CFO</p> <p>平成24年7月 株式会社マネーパートナーズ取締役CFO兼管理部長</p> <p>平成25年6月 株式会社マネーパートナーズ取締役管理部長(現任)</p>	18,400株
6	木曾 慎二 (昭和53年11月29日生)	<p>平成13年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現大和証券株式会社)入社</p> <p>平成13年10月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社(現大和PIパートナーズ株式会社)へ出向</p> <p>平成21年12月 株式会社大和証券グループ本社転籍</p> <p>平成23年7月 大和証券株式会社経営企画部</p> <p>平成23年7月 大和証券キャピタル・マーケティング株式会社(現大和証券株式会社)経営企画部</p> <p>平成25年6月 株式会社大和証券グループ本社経営企画部次長(現任)</p> <p>平成25年6月 大和証券株式会社経営企画部次長(現任)</p> <p>平成25年6月 アストマックス株式会社社外取締役(現任)</p> <p>平成26年5月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社監査役(現任)</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木曾慎二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木曾慎二氏は、当社の主要株主である株式会社大和証券グループ本社において経営企画部次長を務められるなど当社グループの主な事業である金融商品取引業を営む企業での経営企画に関する経験を豊富に有しており、経営全般に関する幅広いアドバイスが期待されることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 当社は木曾慎二氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	安齋 一雄 (昭和28年3月24日生)	昭和52年4月 古河電気工業株式会社入社 昭和55年9月 三菱自動車工業株式会社入社 昭和59年5月 ヒロセ電機株式会社入社 昭和61年3月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社 平成元年6月 偕成証券株式会社(現内藤証券株式会社) 出向ロンドン駐在員事務所長 平成2年4月 同社ロンドン現地法人取締役副社長 平成6年8月 HSBCジェームズ・ケープル証券会社(現HSBC証券会社) 東京支店受渡業務統括部長 平成10年7月 パークレイズ投信株式会社(現パークレイズ投信投資顧問株式会社) マーケティング部長兼営業部長 平成12年4月 同社代表取締役社長 平成13年4月 プルデンシャル投信株式会社(現プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社) バイス・プレジデント、投資営業部長 平成15年6月 トロント・ドミニオン証券会社ディレクター、クレジットストラクチャリング・グループ営業部長兼商品企画部長 平成17年3月 トレードウェブ・ヨーロッパ証券会社東京支店ディレクター兼コンプライアンスオフィサー 平成17年11月 イクシス・アセット・マネジメント株式会社(現ナティクシス・アセット・マネジメント株式会社) ディレクター 平成18年2月 同社代表取締役 平成19年7月 アセット証券株式会社(現いちご地所株式会社) 営業第一部長 平成21年2月 CMSジャパン株式会社(現アルパリジャパン株式会社) チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成23年4月 アルパリジャパン株式会社代表取締役社長兼CEO 平成24年7月 ウエスタン株式会社ディレクター 平成25年5月 Leverage Technological Trading Limited 日本担当 リージョナル・セールス・マネジャー 平成26年6月 当社常勤監査役(現任) 平成26年6月 株式会社マネーパートナーズ社外監査役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	鈴木 隆 (昭和37年9月15日生)	昭和63年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 平成 8年 1月 鈴木隆法律事務所開設 平成11年 6月 濱田・松本法律事務所(現森・濱田松本法律事務所) パートナー 平成15年 9月 京総合法律事務所パートナー(現任) 平成18年10月 当社監査役(現任) 平成20年 5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ) 社外監査役(現任)	31,400株
3	澤 昭人 (昭和38年10月18日生)	平成 元年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人) 入所 平成 5年 8月 公認会計士開業 平成11年11月 株式会社シムビジネスコンサルティング代表取締役就任(現任) 平成14年12月 税理士開業 平成18年10月 当社監査役(現任) 平成20年 5月 マネーパートナーズ分割準備株式会社(現株式会社マネーパートナーズ) 社外監査役(現任)	55,500株
4	畠山 久志 (昭和26年2月21日生)	昭和51年 4月 大蔵省(現財務省) 入省 平成 5年 7月 関東財務局総務課長 平成 6年 7月 千葉財務事務所長 平成 7年 7月 財政金融研究所研修部長 平成 9年 7月 住宅金融公庫出向参事役 平成11年 7月 福岡財務支局理財部長 平成13年 7月 東北財務局理財部長 平成14年 7月 公営企業金融公庫出向経理部長 平成16年 7月 九州財務局総務部長 平成17年 7月 中国財務局総務部長 平成18年 6月 ぐんま信用金庫入庫常務理事 平成19年 4月 日本証券業協会入会審議役 平成21年 3月 金融先物取引業協会入会事務局長 平成22年 4月 日本証券業協会復職審議役 平成23年 7月 同協会特別参与・大阪地区協会担当 平成24年 4月 中部学院大学経営学部教授(現任) 平成25年 4月 同大学経営学部経営学科長(現任) 平成26年 6月 当社取締役(現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 安齋一雄氏、鈴木隆氏、澤昭人氏及び畠山久志氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は安齋一雄氏、鈴木隆氏、澤昭人氏及び畠山久志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 安齋一雄氏は、金融商品取引業を営む企業での会社経営や業務に関する経験を豊富に有しており、経営全般に関する監督と有効なアドバイスが期待されることから社外監査役としての職務を適切に遂行

- いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終了の時をもって1年であります。
4. 鈴木隆氏は、法律の専門家であり、弁護士としての職業倫理、専門能力による高い監査機能と法律面での高度なアドバイスが期待されることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役の在任期間は本総会の終了の時をもって8年8ヶ月であります。
 5. 澤昭人氏は、会計の専門家であり、公認会計士としての職業倫理、専門能力による高い監査機能と財務・会計における高度なアドバイスが期待されることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役の在任期間は本総会の終了の時をもって8年8ヶ月であります。
 6. 畠山久志氏は、当社グループの主な事業である金融商品取引業を監督する財務省や金融商品取引業に関する自主規制機関である日本証券業協会及び金融先物取引業協会における経歴を通じて金融商品取引業について豊富な経験と専門的な知識を有しており、コンプライアンスをはじめ経営全般に関する幅広いアドバイスが期待されることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社取締役の在任期間は本総会の終了の時をもって1年であります。
 6. 安齋一雄氏、鈴木隆氏、澤昭人氏及び畠山久志氏は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、それぞれ責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年3月18日開催の第3回定時株主総会において、「固定報酬を年額350百万円以内」とご決議いただいております。これに加え、固定報酬とは別に業績連動報酬の導入を同時にご承認いただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現行の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、固定報酬年額350百万円以内とした上で、取締役の業績向上へのインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すため、固定報酬とは別に業績連動報酬を導入させていただきたいと存じます。業績連動報酬の具体的な内容につきましては、インセンティブとしての有効性を最大限確保するため、事業年度毎に株主総会に諮りすることとし、第12期事業年度におきましては、下記の内容にて実施させていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないことといたしたいと存じます。

第3号議案が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は6名（うち社外取締役は1名）となります。したがって、下記(4)により本議案における対象取締役の員数は5名となります。

【本総会にお諮りする業績連動報酬の内容】

(1) 対象期間

第12期事業年度（平成27年4月1日より平成28年3月31日）を対象期間とする。

(2) 支給総額の算定方法

当社グループの連結経常利益(A)から10億円を控除した金額を計算の基礎とし、これに3.0%を乗じた額を業績連動報酬の支給総額とする。ただし、百万円未満は切り捨てる。

なお、その総額は150百万円を超えないものとする。

$$\text{業績連動報酬支給総額} = (A - 10\text{億円}) \times 3.0\%$$

(3) 支給の条件

① 連結経常利益が10億円以上かつ連結営業利益、連結当期純利益のいずれも利益を計上しているときに支給する。

② 中間配当、期末配当ともに実施しないときには支給しない。

(4) 各取締役への配分方法

支給総額の支給対象となる各取締役への配分については、取締役会に一任する。ただし、社外取締役もしくは非業務執行取締役には支給しない。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となる予定です。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の後、緩やかな回復基調で推移しました。企業部門においては、輸出は横這いで推移した後足元では持ち直しに転じており、企業収益も改善の動きが見られます。一方、家計部門においては、雇用情勢は着実に改善しており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動で弱含んだ個人消費もその後は底堅く推移しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響等もあり、緩やかに回復していくことが期待される一方、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

外国為替市場において、米ドル/円相場は、期首は1ドル=103円台前半で取引が始まり、4月初頭に発表された米国経済指標の改善等により104円台前半をつけたものの、その後は、強弱入り混じる米国経済指標をはじめ市場に大きく影響を与える材料に欠き膠着感が強まる中、8月中旬までの長きにわたり概ね101円台前半から103円台前半にかけての揉み合いでの推移となりました。ところが8月下旬頃より、米国早期利上げに対する思惑等を背景としてドル買いが優勢となり、10月1日の110円台前半の高値までほぼ一本調子にドル高円安が進展しました。その後、一時105円台前半の安値をつける局面はあったものの、10月31日に日銀金融政策決定会合で予想外の量的・質的金融緩和の拡大が決定されると再び急ピッチな円安ドル高が継続し、12月8日には121円台後半の高値をつけました。ところが、原油価格の下落等を背景に米国株価が下落するとリスク回避の円買いが優勢となり、12月中旬には115円台半ば、1月15日のスイスフラン急騰を受けての翌16日にも115円台後半をつけました。その後は良好な米国経済指標を背景に緩やかな円安ドル高基調で推移し、3月10日には約3年8か月ぶりとなる122円台の高値をつけた後120円台前半で期末を迎えました。また、米ドル/円以外の主要な取扱い通貨である欧州・オセアニア通貨については、ユーロは円に対して弱い動き、豪ドルは円に対してほぼ横這いで推移した後、10月31日の日銀金融緩和拡大の決定に伴う急ピッチな円安を経て12月以降期末にかけて円高基調で推移しました。一方、各通貨全体としての変動率は、5月から8月にかけて歴史的とも言える極めて低い変動率での推移の後、9月以降回復基調で推移し10月から期末にかけて比較的高い水準を示したものの、期を通じて見ると前年同期を下回る水準となりました。

このような状況の中、当社グループは、外国為替証拠金取引サービスにおいて、平成25年3月期に全面刷新した約定取引系システムについてカバーアルゴリズムをはじめとする継続的運用改善に取組み、取引高当たり収益性の向上に努めました。一方、顧客取引系システムの面では、新たなサービスとして外国為替相場のテクニカル分析を平易な形でサポートするツール「かんたんトレナビ」の提供を開始した他、取引ツールである「HyperSpeedNEXT」への新たな注文機能の追加をはじめ、「HyperSpeed NEXT」「HyperSpeed」「クイック発注ボード」及び「CFD版クイック発注ボード」に新規機能の追加や機能改善のためのバージョンアップを実施しました。また、営業面では、顧客向けの各種キャンペーンを積極的に実施しました。更に、外国為替証拠金取引以外の外国為替サービス関連では、国内主要4空港での「外貨両替・受取サービス」の取扱い通貨として新たに韓国ウォン及び中国元を追加した他、新たな取り組みとして国内商店において米ドル及びユーロ紙幣の受入れを容易にする商店向けサービス「外貨引受けサービス」を開始するとともに、9月には複数の外貨に対応し世界中のマスターカード加盟店で利用可能なプリペイドカードである「Manepa Card」（マネパカード）の取扱いを開始し、外国為替証拠金取引の潜在的顧客層でもある実需取引層へのサービスの拡大を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の外国為替取引高は1兆2,817億通貨単位（前期比20.7%減）となりました。また、当連結会計年度末の顧客口座数は256,494口座（前期末比20,687口座増）、顧客預り証拠金は47,961百万円（同8.1%増）、有価証券による預り資産額は4,175百万円（同19.5%増）となりました。

また、当連結会計年度の営業収益は、平成26年4月から8月まで外国為替相場が極めて低い変動率で推移した影響等により外国為替取引高が大幅に減少した一方、主要な通貨ペアそれぞれの取引高当たり収益性が向上したこと等の要因により取引高当たり収益率が向上した結果5,324百万円（前期比1.3%増）となり、これに伴い営業利益は1,192百万円（同8.5%増）、経常利益は1,235百万円（同10.8%増）、当期純利益は復興特別法人税の廃止等により実効税率が低下したこともあり780百万円（同17.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、外国為替取引システムの機能追加及び資金移動業関連システムの開発等のため、241百万円（ソフトウェア、長期前払費用、器具備品等への投資であり、消費税等は含まれておりません。）の投資を行いました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (平成24年 3月期)	第 9 期 (平成25年 3月期)	第 10 期 (平成26年 3月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (平成27年 3月期)
営 業 収 益(百万円)	7,671	5,885	5,257	5,324
経 常 利 益(百万円)	527	312	1,115	1,235
当 期 純 利 益(百万円)	337	95	663	780
1 株当たり当期純利益 (円)	11.21	3.18	21.99	25.76
総 資 産(百万円)	51,906	54,944	61,858	68,560
純 資 産(百万円)	9,701	9,733	10,291	10,981
1 株当たり純資産額 (円)	321.74	322.69	340.31	360.35

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
 3. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (平成24年 3月期)	第 9 期 (平成25年 3月期)	第 10 期 (平成26年 3月期)	第 11 期 (当事業年度) (平成27年 3月期)
営 業 収 益(百万円)	528	550	630	1,040
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△19	43	161	637
当 期 純 利 益(百万円)	71	31	153	605
1 株当たり当期純利益 (円)	2.36	1.05	5.09	19.99
総 資 産(百万円)	4,215	4,117	4,411	4,850
純 資 産(百万円)	4,052	4,020	4,068	4,583
1 株当たり純資産額 (円)	134.36	133.19	134.40	150.30

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
 3. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社マネーパートナーズ	3,100百万円	100%	1. 金融商品取引業及びこれに付随する業務 2. 外国通貨の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理、その他これに付随する業務 3. 資金移動業 4. 商品先物取引業
株式会社マネーパートナーズソリューションズ	30百万円	100%	1. 外国為替証拠金取引をはじめとする金融商品取引に関するコンピュータシステムの設計、開発、販売、賃貸及び保守 2. 外国為替証拠金取引をはじめとする金融商品取引に関するマーケティング、企画、調査、研究及びコンサルティング

(4) 対処すべき課題

当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団としての強みを活かすことにより、外国為替証拠金取引市場における競争優位性を確保すること及び次への成長に向け新たな収益基盤の拡充を図ることを事業展開の重要目標と位置づけ、経営に取り組んでおります。このような認識の上に立ち、当社グループといたしましては、以下の課題に取り組んでまいりの方針であります。

① ブランドロイヤリティの確立、強化について

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引市場において競争優位性を確保するためには、顧客に提供する商品、サービスにおいて優位性を確保することのみならず、顧客からの信頼感、安心感をブランドとして浸透させることが重要であると認識しております。

このため、当社グループでは、直接的なブランディング施策のほか、外国為替証拠金取引に係るコストの低減化や商品ラインナップの拡大、取引端末のマルチチャネル化とモバイルへの対応の強化、コールセンター業務のクオリティアップ等、顧客の視点に立った商品、サービスの提供に努める一方、法規制の整備により裾野が広がりつつある潜在顧客層に向けてはデリバティブ取引である外国為替証拠金取引にとどまらず外貨両替等の外国為替の実需に対応するサービスの提供の拡大を図るとともに、外国為替取引システムの安定稼働のための諸施策の実施に努めた上で、これらの取り組みを適時適切な手段で情報発信することにより、ブランドロイヤリティの確立、強化を図ってまいります。

② 外国為替取引システムの安定稼働について

当社グループにおいては、外国為替証拠金取引の100%がオンラインシステムにより提供されており、外国為替取引システムの安定稼働は、重要な課題の一つであると認識しております。

このため、増加する取引量に対応して、適切なキャパシティプランニングに基づいた外国為替取引システムの継続的な改良、増強を実施し処理能力の増強を図るほか、災害や大規模なシステム障害等の有事に備える等、事業継続計画の確立に努めてまいります。

③ 顧客基盤の拡充について

当社グループは、これまでコアターゲットであったデイトレーダー等のアクティブ投資家層へのマーケティング活動に加え、ビギナー層に対するサービス展開を強化してまいりましたが、引き続きビギナー層へのマーケティング強化を進め、顧客基盤の更なる拡充、安定化を図りたいと考えております。

具体策として、これまでに、外国為替証拠金取引未経験層へのアプローチを目的として取引単位を100通貨単位と小口化した商品である「パートナーズFX nano」の提供や新たなサービスとして外国為替相場のテクニカル分析を平易な形でサポートするツール「かんたんトレナビ」の提供を開始し、「HyperSpeed NEXT」「HyperSpeed」「クイック発注ボード」及び「CFD版クイック発注ボード」等のFX取引ツールに新規機能の追加や機能改善のためのバージョンアップを実施してまいりました。

また、インターネットを利用したリアルタイムセミナーの定期的開催や勉強会等、ビギナー層のレベルアップのための施策を実施してまいりました。今後も引き続きFX取引システムの操作性の向上や顧客の投資運用教育及び啓蒙活動強化のため、これらの施策を推進してまいります。

そのほか、新たな顧客層の更なる取り込み及び顧客預り資産の一層の増加を図るため、外国為替証拠金取引のための預り資産として有価証券を代用する代用有価証券取扱サービスについて周辺サービスとなる証券取引サービス自体の充実に取り組んでまいりるほか、平成23年3月に提供を開始した国内主要国際空港において外貨紙幣を受け取れるサービスや平成26年9月に提供を開始した複数の外貨に対応し世界中のマスターカード加盟店で利用可能なプリペイドカードである「Manepa Card」（マネパカード）のサービス等を通じて外国為替証拠金取引の潜在的顧客層でもある実需取引層へのアプローチに取り組んでまいります。

④ 新商品の開発と収益の多様化について

当社グループは、外国為替証拠金取引の専門企業集団として、これまで外国為替証拠金取引における営業施策に注力してまいりましたため、収益の大部分を外国為替証拠金取引に係る売買収益に依存しております。今後、環境の変化や顧客ニーズの変化に対しても安定的に収益を計上できるよう、また、今後の成長を図る上でも、取扱商品やサービスを多様化することにより収益基盤を拡充することは、当社グループの重要な課題の一つであると認識しております。

このため、これまで外国為替証拠金取引で蓄積したECN（注1）のノウハウを基礎に、外国為替証拠金取引以外のOTC（注2）の商品化、事業化に取り組んでまいるとともに、デリバティブ取引以外の外国為替関連サービスの事業化についても検討してまいります。とりわけ既にサービス提供を開始している「Manepa Card」（マネパカード）は、外貨を通じての決済サービスという側面を持ち合わせており、これを外国為替証拠金取引に並ぶ事業となるよう育成してまいりたいと考えております。

（注）1. ECNは、「Electronic Communications Network」の略であり、「電子市場取引」のことです。

2. OTCは、「Over The Counter」の略であり、「店頭相対取引」又はその対象のことです。

⑤ コンプライアンス態勢の確立について

当社グループの扱う外国為替証拠金取引は、ハイリスク・ハイリターン型の金融商品であり、金融商品取引法や金融商品販売法により、顧客の適合性を厳格に審査し、十分な商品説明やリスク説明を行うことや不招請勧誘及び断定的判断の提供の禁止等が義務付けられております。また、金融商品取引業の内容について宣伝広告を掲載する場合には、表示等について厳しく規制されております。

当社グループでは、コンプライアンスを重要な課題の一つであると認識し、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス・ガイドライン」を制定して金融商品取引法、その他関連法令に準拠したコンプライアンス態勢の強化を図っております。今後においても、コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する「コンプライアンス・ガイドライン」の周知徹底、教育、啓蒙活動をはじめとする施策を実施し、コンプライアンス態勢の確立を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社グループの主な事業は、インターネットを介して個人顧客もしくは金融商品取引業者等に対して外国為替証拠金取引をはじめとする投資、金融サービスを提供する「投資、金融サービス業」であります。

(6) **主要な営業所**（平成27年3月31日現在）

当 社	本社：東京都港区
株式会社マネーパートナーズ	本社：東京都港区
株式会社マネーパートナーズソリューションズ	本社：東京都港区

(7) **使用人の状況**（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
97名	4名減

(注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員は含んでおらず、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）については、期中平均人数が全体の10%以下であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	4名減	44.6歳	5.0年

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 使用人数が前事業年度末に比べ4名減少しておりますのは、連結子会社への異動等によるものであります。

(8) **主要な借入先の状況**（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
東京証券信用組合	600百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 108,000,000株

② 発行済株式の総数 32,459,900株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式総数は236,900株増加しております。

③ 株主数 4,473名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社大和証券グループ本社	6,029,100株	19.80%
楽天証券株式会社	3,282,000	10.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	3,232,000	10.61
シンプレクス株式会社	1,800,000	5.91
双葉不動産建設株式会社	1,306,100	4.29
石田慎一	730,700	2.40
北辰不動産株式会社	627,000	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	559,200	1.84
日本証券金融株式会社	548,300	1.80
松井証券株式会社	531,100	1.74

(注) 1. 当社は、自己株式2,002,300株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

発行決議日		平成18年2月13日	平成18年4月28日		
新株予約権の数		16個	81個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注3、4、5）		普通株式 48,000株 （新株予約権1個につき 3,000株）	普通株式 243,000株 （新株予約権1個につき 3,000株）		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注3、4、5）		新株予約権1個当たり （1株当たり 600,000円 200円）	新株予約権1個当たり （1株当たり 900,000円 300円）		
権利行使期間		平成20年2月14日から 平成27年10月3日まで	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで		
行使の条件		注1	注2		
役員 の 保有 状 況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数	16個	新株予約権の数	34個
		目的となる株式の数	48,000株	目的となる株式の数	102,000株
		保有者数	1人	保有者数	1人
	社外取締役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式の数	－株	目的となる株式の数	－株
		保有者数	－人	保有者数	－人
監査役	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個	
	目的となる株式の数	－株	目的となる株式の数	－株	
	保有者数	－人	保有者数	－人	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）
 - (i) 平成20年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 平成21年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

- ④ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。
- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
- ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。
- (i) 平成20年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
- (ii) 平成21年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。
- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く。）。
- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
- ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
3. 平成19年1月1日をもって行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
4. 平成20年1月1日をもって行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
5. 平成25年10月1日をもって行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

発行決議日		平成18年8月17日	平成18年8月17日		
新株予約権の数		310個	76個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注2、3、4)		普通株式 930,000株 (新株予約権1個につき 3,000株)	普通株式 228,000株 (新株予約権1個につき 3,000株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注2、3、4)		新株予約権1個当たり 900,000円 (1株当たり 300円)	新株予約権1個当たり 900,000円 (1株当たり 300円)		
権利行使期間		平成20年9月16日から 平成28年8月17日まで	平成20年10月14日から 平成28年8月17日まで		
行使の条件		注1	注1		
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	310個	新株予約権の数	30個
		目的となる株式の数	930,000株	目的となる株式の数	90,000株
		保有者数	4人	保有者数	3人
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式の数	一株	目的となる株式の数	一株
	監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
	目的となる株式の数	一株	目的となる株式の数	一株	
	保有者数	一人	保有者数	一人	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 - ③ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときは除く。)
 - ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

2. 平成19年1月1日をもって行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 平成20年1月1日をもって行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
4. 平成25年10月1日をもって行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

発行決議日	平成18年10月30日	
新株予約権の数	15個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注2、3、4)	普通株式 45,000株 (新株予約権1個につき 3,000株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注2、3、4)	新株予約権1個当たり 900,000円 (1株当たり 300円)	
権利行使期間	平成20年10月31日から 平成28年8月17日まで	
行使の条件	注1	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式の数 一株 保有者数 一人
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式の数 一株 保有者数 一人
	監査役	新株予約権の数 5個 目的となる株式の数 15,000株 保有者数 1人

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、当社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、当社就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

③ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれかの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときは除く。)

② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたとき。

- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
2. 平成19年1月1日をもって行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
 3. 平成20年1月1日をもって行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
 4. 平成25年10月1日をもって行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	奥 山 泰 全	株式会社マネーパートナーズ代表取締役社長
専務取締役	福 島 秀 治	株式会社マネーパートナーズ取締役
取 締 役	佐 藤 直 広	法務コンプライアンス部長 株式会社マネーパートナーズ取締役内部管理統括責任者
取 締 役	白 水 克 紀	C I O兼 I T管理部長 株式会社マネーパートナーズ常務取締役ディーリング本部長兼 海外金融法人営業部長
取 締 役	中 西 典 彦	C F O 株式会社マネーパートナーズ取締役管理部長 株式会社マネーパートナーズソリューションズ監査役
取 締 役	畠 山 久 志	中部学院大学経営学部教授兼経営学部経営学科長
常 勤 監 査 役	安 齋 一 雄	株式会社マネーパートナーズ社外監査役
監 査 役	鈴 木 隆	京総合法律事務所（弁護士） 株式会社マネーパートナーズ社外監査役
監 査 役	澤 昭 人	株式会社シムビジネスコンサルティング代表取締役 澤公認会計士事務所（公認会計士） 株式会社マネーパートナーズ社外監査役

- (注) 1. 取締役畠山久志氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役安齋一雄氏、監査役鈴木隆氏及び監査役澤昭人氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役澤昭人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役畠山久志氏、常勤監査役安齋一雄氏、監査役鈴木隆氏及び監査役澤昭人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
山本 壯兵	平成26年6月15日	任期満了	常勤監査役 株式会社マネーパートナーズ社外監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取 (うち社外取締役)	6名 (1)	142百万円 (5)
監 (うち社外監査役)	4 (4)	31 (31)
合 (うち社外役員計)	10 (5)	174 (36)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役1名)、監査役は3名(うち社外監査役3名)であります。上記の監査役の支給人員が相違しておりますのは、平成26年6月15日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役が1名含まれているためであります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月18日開催の第3回定時株主総会において年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月13日開催の第2回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に係る業績連動報酬として未払金に計上した次の金額を含んでおります。
- ・取締役5名 7百万円(うち社外取締役0名 0百万円)

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)及び当社と当該他の法人等との関係

監査役澤昭人氏は、株式会社シムビジネスコンサルティングの代表取締役を兼務しております。なお、当社は、株式会社シムビジネスコンサルティングとの間に特別の関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

常勤監査役安齋一雄氏、監査役鈴木隆氏及び監査役澤昭人氏は、株式会社マネーパートナーズの社外監査役を兼任しております。

株式会社マネーパートナーズは、当社の100%子会社であります。

- ハ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係
該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	畠 山 久 志	当事業年度の就任以降の在任期間中に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。金融商品取引業に関する豊富な経験と専門的な知識を活かし、幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、法令遵守をはじめとした業務の適正性を確保するための発言を行っております。
常勤監査役	安 齋 一 雄	当事業年度の就任以降の在任期間中に開催された監査役会16回のすべてに出席し、取締役会14回のすべてに出席いたしました。国内外にわたる長年のビジネス経験を活かし、幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、業務の適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	鈴 木 隆	当事業年度に開催された監査役会20回のすべてに出席し、取締役会18回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、法令遵守をはじめとした業務の適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	澤 昭 人	当事業年度に開催された監査役会20回のすべてに出席し、取締役会18回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、財務及び会計をはじめとした適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を個々に締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、コンプライアンスを経営の根幹に置き、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという。）に共通の行動指針として、「行動規範」を定め、当社グループ各社の役員及び社員はこれに従う。
 - ロ. 当社グループ各社の役員及び社員は、法令、定款、社内規程等に則って職務の執行に当たる。
 - ハ. 当社の取締役は、取締役会を開催し、職務の執行が法令及び定款に適合するよう相互牽制を行う。
 - ニ. 当社の監査役は、法令に則り、取締役の職務執行を監査する。
 - ホ. 当社は、当社グループ各社の取締役及び監査役等を委員とするコーポレート・ガバナンス会議を設置し、企業統治の充実、確立、定着という目的の達成に努める。
 - ヘ. 当社は、法務コンプライアンス部担当取締役及び社外監査役を情報受領者とする「ホットライン通報制度」を構築するほか、法務コンプライアンス部担当取締役が管理する「目安箱」の設置等により、違反行為等の早期発見と是正を目的とする情報収集及び報告体制を構築し効果的な運用を図る。
 - ト. 当社は、社長直轄とする内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに定期的に取り締役に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 - イ. 当社は、i) 株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録等の法定作成文書をはじめ、ii) 各会議体の議事録、iii) 決裁書類等の取締役の職務の執行に係る情報については、関連資料とともに「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行う。
 - ロ. 当社は、取締役の職務の執行に係るその他の情報について、「情報システム管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。
 - ハ. 当社は、取締役及び監査役が随時、当該情報を閲覧できる体制を構築する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、「経営危機管理規程」により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することにより企業リスクの事前回避と被害発生時の損害額の最小化に努める。
 - ロ. 当社は、当社グループの経営活動上のリスクとして、市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、法務リスク、事務リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理部署の体制を整備する。
 - ハ. 新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役会を定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、毎月定時での開催の他に、必要に応じて臨時に開催する。取締役会は付議事項の審議及び重要な報告を行い、監査役も毎回出席する。
 - ロ. 当社は、取締役会に付議される事項に関しては、グループ経営会議等で事前に十分な審議及び議論を実施することにより取締役の職務が効率的に行われるよう事業運営を行う。
 - ハ. 当社は、当社並びに当社子会社の取締役で構成するグループ経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を行う。
 - ニ. 当社は、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役の職務の効率性と決裁の合理性、妥当性を確保するとともに、取締役及び下位職位者の決裁項目、協議部門、稟議等を定める。重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行うか、決裁を行った上で取締役会の承認を得ることとするが、軽微なものについては権限委譲された下位職者が同規程に従いその責任において決裁する。
 - ホ. 当社は、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する基本事項を「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」並びに「稟議規程」で明確にし、取締役及びその他社員により適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従って子会社管理を行い、子会社の取締役の職務の執行を監視・監督する。
 - ロ. 当社は、グループ経営会議及び必要に応じて開催する子会社と関係各部門責任者による会議において、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。

- ハ. 当社は、内部監査部門を有しない子会社について、当社の内部監査室により半期毎に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を社長及び関係会社に内部監査報告書として報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき使用人について、監査役の指揮命令に属する補助者の常設を取締役に対して求めることができるものとする。
- ロ. 当社は、監査役が必要に応じて、内部監査部門等の使用人を監査役監査の補助者に任命することができるものとする。
- ⑦ 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役の職務を補助する社員に関する人事異動、人事評価、処罰等については、常勤監査役の承認を得て行うものとする。
- ロ. 当社は、監査役より監査業務に関する命令を受けた社員が、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社では、各監査役が取締役会への出席にとどまらず、その他の会議への出席権限を有し、会議で取締役及び社員に対し報告を求めることができる。
- ロ. 当社の取締役及び社員は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある諸問題、事象については、遅滞なく報告するものとする。
- ハ. 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び社員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び社員に周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査役は内部監査室に対し適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言及び意見交換を行う。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則第118条における会社の支配に関する方針について取締役会等の会議体において決議をしてはおりません。

当社は、当社の株主のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案や追加質問の提示を行うための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものがあることも事実であります。

当社は、上記の例を含め、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、顧客との信頼関係等を十分に理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、なおかつ向上させる意思を持たない、あるいはそれを毀損する恐れがある行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる新たな事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有して頂きたいと考えております。

このため、当社グループでは中長期的な取り組みとして、外国為替証拠金取引事業をビジネスの基軸に置き、顧客基盤の拡大を図る中で収益の拡大並びに事業の発展を目指してまいります。外国為替証拠金取引に関しましては、法令の整備、改正等による規制強化あるいは激化する競争環境の中で競争優位性を確立するために、商品性の向上や情報、チャートなど各種ツールの洗練化、新サービスの提案などを継続的、積極的に行うとともに、取引システムの一層の安定化に努めてまいります。また、OTCの特性を活かした金融デリバティブ商品の可能性を追求し、外国為替証拠金取引事業に次ぐ収益事業の確立に努めてまいります。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	66,982	流 動 負 債	57,309
現 金 ・ 預 金	9,336	ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	5,268
預 託 金	46,843	デ リ バ テ ィ ブ 取 引	5,268
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	8,448	約 定 見 返 勘 定	780
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	8,448	預 り 金	478
約 定 見 返 勘 定	319	受 入 保 証 金	47,961
短 期 差 入 保 証 金	1,320	短 期 借 入 金	600
有 価 証 券	10	リ ー ス 債 務 金	176
前 払 金	25	未 払 金	194
前 払 費 用	78	未 払 費 用	1,541
未 収 入 金	152	未 払 法 人 税 等	253
未 収 収 益	240	賞 与 引 当 金	52
繰 延 税 金 資 産	36	そ の 他 の 流 動 負 債	0
そ の 他 の 流 動 資 産	171	固 定 負 債	268
貸 倒 引 当 金	△0	リ ー ス 債 務 金	265
固 定 資 産	1,577	繰 延 税 金 負 債	1
有 形 固 定 資 産	75	そ の 他 の 固 定 負 債	1
建 物	35	特 別 法 上 の 準 備 金	0
器 具 備 品	40	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	0
無 形 固 定 資 産	746	負 債 合 計	57,578
ソ フ ト ウ エ ア	289	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	18	株 主 資 本	10,951
商 標 権	2	資 本 金	1,822
リ ー ス 資 産	436	資 本 剰 余 金	1,899
投 資 其 他 の 資 産	755	利 益 剰 余 金	8,090
投 資 有 価 証 券	185	自 己 株 式	△860
長 期 差 入 保 証 金	380	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	23
長 期 前 払 費 用	166	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23
繰 延 税 金 資 産	16	新 株 予 約 権	6
そ の 他	7	純 資 産 合 計	10,981
貸 倒 引 当 金	△1	負 債 純 資 産 合 計	68,560
資 産 合 計	68,560		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		5,324
受 入 手 数 料	13	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	5,275	
金 融 収 益	13	
そ の 他 の 売 上 高	21	
金 融 費 用		74
売 上 原 価		1
純 営 業 収 益		5,248
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		4,055
営 業 利 益		1,192
営 業 外 収 益		44
営 業 外 費 用		0
経 常 利 益		1,235
特 別 利 益		2
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	
特 別 損 失		14
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	0	
固 定 資 産 除 却 損	14	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,223
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	424	
法 人 税 等 調 整 額	19	443
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		780
当 期 純 利 益		780

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,793	1,869	7,476	△860	10,278
当連結会計年度変動額					
新株の発行	29	29			59
剰余金の配当			△166		△166
当期純利益			780		780
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	29	29	614	-	673
当連結会計年度末残高	1,822	1,899	8,090	△860	10,951

	その他の包括利 益累計額 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	当連結会計年度期首残高		
当連結会計年度変動額			
新株の発行			59
剰余金の配当			△166
当期純利益			780
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	17	△1	16
当連結会計年度変動額合計	17	△1	689
当連結会計年度末残高	23	6	10,981

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,532	流 動 負 債	259
現 金 ・ 預 金	1,219	未 払 金	14
有 価 証 券	10	未 払 費 用	27
前 払 費 用	7	未 払 法 人 税 等	182
未 収 入 金	236	未 払 消 費 税 等	17
未 収 収 益	51	預 り 金	5
繰 延 税 金 資 産	5	賞 与 引 当 金	12
そ の 他	0	固 定 負 債	7
固 定 資 産	3,318	繰 延 税 金 負 債	7
無 形 固 定 資 産	2	負 債 合 計	266
商 標 権	2	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,316	株 主 資 本	4,554
投 資 有 価 証 券	185	資 本 金	1,822
関 係 会 社 株 式	3,130	資 本 剰 余 金	1,899
そ の 他	0	資 本 準 備 金	1,899
資 産 合 計	4,850	利 益 剰 余 金	1,692
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,692
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,692
		自 己 株 式	△860
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	23
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23
		新 株 予 約 権	6
		純 資 産 合 計	4,583
		負 債 純 資 産 合 計	4,850

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		1,040
関係会社受取配当金	528	
経営指導料	511	
その他の営業収益	0	
営 業 費 用		444
販売費・一般管理費	444	
営 業 利 益		595
営 業 外 収 益		41
営 業 外 費 用		0
経 常 利 益		637
特 別 利 益		2
投資有価証券売却益	1	
新株予約権戻入益	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		639
法人税、住民税及び事業税	34	
法人税等調整額	△0	34
当 期 純 利 益		605

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計			
資本準備金		その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金			その他有価証 券評価差額金		
当 期 首 残 高	1,793	1,869	1,253	△860	4,056	5	7	4,068
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	29	29			59			59
剰 余 金 の 配 当			△166		△166			△166
当 期 純 利 益			605		605			605
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						17	△1	16
当 期 変 動 額 合 計	29	29	439	-	498	17	△1	514
当 期 末 残 高	1,822	1,899	1,692	△860	4,554	23	6	4,583

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社マネーパートナーズグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 梅 津 知 充 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 根 俊 和 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マネーパートナーズグループの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社マネーパートナーズグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 梅 津 知 充 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 根 俊 和 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マネーパートナーズグループの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役3名の一致した意見として、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。加えて、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

株式会社マネーパートナーズグループ 監査役会

常勤監査役 安 齋 一 雄 ㊟

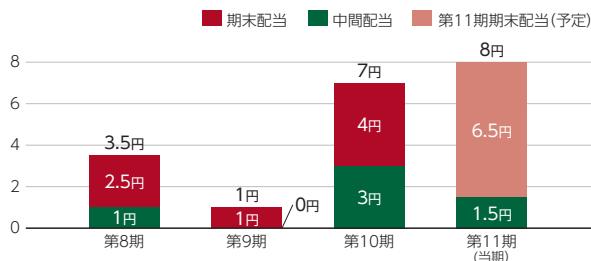
監 査 役 鈴 木 隆 ㊟

監 査 役 澤 昭 人 ㊟

(注) 常勤監査役安齋一雄、監査役鈴木隆及び監査役澤昭人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

配当金推移



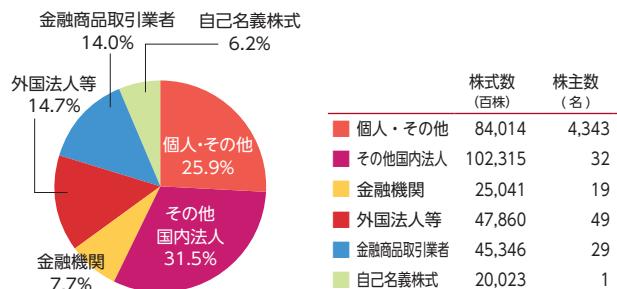
※平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第10期中間までの配当金は第8期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定した配当金額を記載しております。

株価の推移 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

株価の推移 (週足)



所有者別株式分布



※発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)

株主メモ

- 事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会** 毎年6月
- 上記基準日** 3月31日
その他基準日を定める場合は、あらかじめ公告します。
- 公告方法** 電子公告
<http://www.moneypartners-group.co.jp/>
ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
- 株主名簿管理人** 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同連絡先** 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号
☎ 0120-232-711 (通話料無料)

(ご注意)

未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

ホームページのご案内

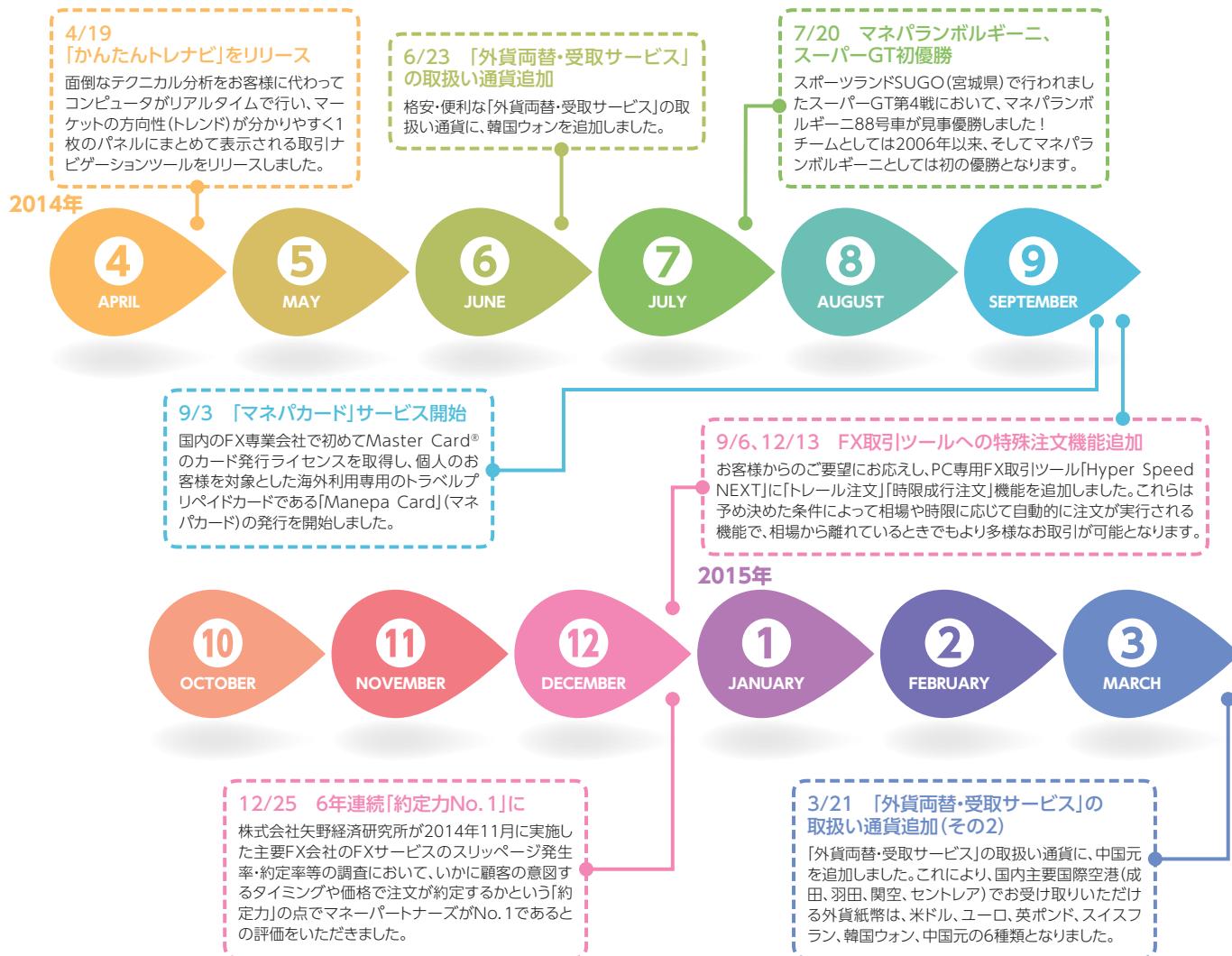
当社ホームページでは企業情報や財務情報をはじめとした最新情報をご覧いただけます。



アドレスはこちら

<http://www.moneypartners-group.co.jp/>

〈当期の取り組み〉



Manepa Card (マネパカード)

9月3日に海外専用の多通貨対応プリペイドカード「Manepa Card」(マネパカード)のサービス提供を開始いたしました。当社グループの外貨実需に対応したサービスの核となる戦略商品であり、今後「Manepa Card」自体の商品性の強化をはじめ、様々な外国為替関連サービスとの連携等を図ってまいります。



海外専用
プリペイドカード
日本最安^(※)

Manepa Card
5165 2700 1234 5678
5165
MONTH/YEAR 00/00
MasterCard
MANEPA HANAKO

年会費無料
与信審査なし
申込みは5分で完了

※平成26年10月矢野経済研究所調べ。海外ショッピング利用時において。

1枚で5通貨

米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、
香港ドルの5通貨チャージ! >>

手数料等コストは クレジットカードの 実質半額!

他社のプリペイドカードと比べても
マネパカードは断然おトク! >>

16歳から使える

与信審査なし! 留学にも便利。
お申込みは約5分で完了! >>

ICカードだから 不正利用防止

カードショッピング保険付帯、
リアルタイムで残高を確認できる! >>

安心サポート 24時間365日

サポートデスクへお電話ください。
日本語でご対応します。 >>

年会費無料

カードショッピング保険も付帯!
費用はかかりません! >>

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル
ベルサール神田 2階ホール TEL 03-5281-3053



交通

- JR線「神田駅」北口出口 徒歩6分
- 銀座線「神田駅」4番出口 徒歩6分
- 千代田線「新御茶ノ水駅」B6出口 徒歩2分
- 新宿線「小川町駅」B6出口 徒歩2分
- 丸ノ内線「淡路町駅」B6出口 徒歩2分
- 半蔵門線、丸ノ内線、東西線、三田線、千代田線「大手町駅」C1出口 徒歩8分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。